

個人番号（マイナンバー）及び
オンライン資格確認
FAQ

東京都電機健康保険組合
令和3年9月

個人番号(マイナンバー)未提出の影響

Q1

個人番号が未提出の場合、どのような影響があるのでしょうか。

A1

令和3年10月のオンライン資格確認システムの本格実施にあたり、医療保険者等向け中間サーバー等への加入者情報の登録には個人番号が必要となります。

そのため、個人番号が未登録の加入者は、マイナンバーカードだけでなく、保険証でもオンライン資格確認が行えないこととなります。

加入者は個人番号を事業主に届け出ている一方で、事業主が健康保険組合に届け出していない場合、加入者のオンライン資格確認ができません。その結果、医療機関等の窓口で本人照会によるトラブルが発生する可能性があるため、事業主等から速やかな個人番号の提出をお願いします。

個人番号提出の法的根拠

Q2

事業主等が個人番号を提出する法的根拠はあるのでしょうか。

A2

被保険者については、健康保険法施行規則様式第3号の裏面の記入方法の⑥に、健康保険組合への届出については**必ず個人番号を記入する**とされています。

また、被扶養者については、健康保険法施行規則第38条第1項第1号に、**個人番号を記載した被扶養者届を提出しなければならない**とされています。

個人番号の提出を拒否している従業員がいたとき、法的な罰則はありませんが、個人番号の収集は法定義務となっておりますので、その重要性を再度ご説明いただき、ご提出を促していただくようお願いします。

個人番号(マイナンバー)

個人番号提出の法的根拠

A2

健康保険法施行規則 様式第3号

様式コード 2 2 0 0		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届			
令和 年 月 日提出							
提出者記入欄	事業所整理記号	事業所番号					
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒					
	事業所名称						
	事業主氏名						
	電話番号	()					
社会保険労務士記載欄							
氏名等							
被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	④ 性別 1. 男 5. 男(基金) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任職	⑥ 個人番号 [基礎年 金番号]	⑦ 取得(該当)年月日 9. 令和	年	月	日	⑧ 被扶養 0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額 ⑨(通貨) 円 ⑩(現物) 円	⑪(合計) ⑨+⑩ 円		⑫ 備考			
	⑬ 住所	〒					

⑥ 個人番号 [基礎年金番号]																			
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

個人番号提出の法的根拠

A2

健康保険法施行規則 様式第3号

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理番号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理番号	0	1	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 提出期に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。
②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。
③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

昭和	年	月	日
7.平成	6	3	0
9.令和			

④種別 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健康・厚生	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
2. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
3. 船保任職	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号(基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年令千順等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

⑦取得(該当)年月日 : 適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用開始日)を記入してください。10歳以上雇用者となった日、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。

⑧被扶養者 : 健康保険の被扶養者がある場合は「1.有」を、ない場合は「0.無」を○で囲んでください。
「1.有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 : 「④(通算)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対価として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。
※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※2 遺給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。
※3 実績によって報酬が変わる場合は、賞格取得月の前月1か月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。
「⑤(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。現物によるものは、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた額額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考 : 必要に応じて記入してください。
⑪住所 : 住所を記入してください。
※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。
※健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、住所の記入は不要です。

健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

個人番号提出の法的根拠

A2

健康保険法施行規則第38条第1項第1号

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、**個人番号(個人番号を有する者に限る。)**及び被保険者との続柄

個人番号(マイナンバー)

海外勤務から国内勤務に変更となったとき

Q3

海外勤務から日本国内に勤務が変更となった場合、個人番号を健康保険組合へ届け出ないといけないのでしょうか。

A3

国外に滞在されていた方が日本国内に転入して住民票が作成されれば、個人番号通知書が送付されますので、速やかに届出をお願いします。

マイナンバーの記載を間違えて提出したとき

Q4

個人番号の記載を誤って提出してしまいましたが、訂正はどのように行えばよろしいでしょうか。

A4

当組合ホームページの申請書一覧「No.132・133」よりダウンロードして必要事項を記入いただき、ご提出ください。なお、紛失等により個人番号が変更になった場合も、同様のお手続きをお願いします。

マイナンバーカードとオンライン資格確認

オンライン資格確認による医療機関の受診

Q5

マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関・薬局を利用することはできますか。

A5

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。（※保険証利用登録が必要となります）。

※マイナンバーカードの保険証利用は、下記サイトから登録できます。

(https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

オンライン資格確認等システムの導入状況

Q6

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入している医療機関・薬局はどのようにすればわかりますか。

A6

厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入している医療機関・薬局の一覧が掲載されています。

厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

マイナンバーカードとオンライン資格確認

窓口で持参が不要となる証類

Q7

マイナンバーカードによる資格確認を導入している医療機関・薬局へ持参したときに不要となる証類はどのようなものがありますか。

A7

- ・ 健康保険被保険者証
- ・ 高齢受給者証
- ・ 限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・ 特定疾病療養受療証

等の提示が不要となります。

限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。

医療機関等でマイナンバーの取り扱い

Q8

医療機関・薬局がマイナンバー(12桁番号)を取り扱うことはあるのでしょうか。

A8

医療機関・薬局がマイナンバーを取り扱うことはありません。マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

マイナンバーカードとオンライン資格確認

マイナンバーカードを忘れた場合

Q9

医療機関・薬局でマイナンバーカードを忘れた場合はどのようにすれば良いでしょうか。

A9

マイナンバーカードを忘れて健康保険証を持参している場合は健康保険証を提示してください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取扱いと同様となります(全額を支払い、後日、健康保険証等で資格を確認できれば、保険給付部分を払い戻す等)。

受診のときの提示について

Q10

マイナンバーカード(健康保険証)は、受診の度に提示が必要でしょうか。

A10

医療機関を受診する際には、マイナンバーカード(健康保険証)を毎回提出しなければならないとされております(健康保険法施行規則第53条等)。

加えて、特定健診等情報や薬剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととしていますので、通院の際に毎回ご提示いただくことをお願いします。